

はじめに

一九七〇年代以降停滞した明治維新史研究は、近年において盛んになりつつある。しかしその傾向は、かつてのような同時代的関心を色濃く反映させたものとは大きく変貌してしている。周知のように、研究が停滞した原因は、同時代的関心に傾斜しすぎた点にある。これに対し、近年の研究は、逆に理論提示のほとんどない超実証主義的な業績が大半である。もちろん、理論抜きの実証研究など存在しない。正確に言えば、先行研究を踏まえながらも、理論を再構築（再修正することはあっても）することなく、実証面のみを前進させた研究がほとんどである。しかし、これでは理論と実証が乖離してしまう。このため、総じて近年の明治維新史研究は、かつての研究動向といかに異なるのか、必ずしも正確に理解されていないところがある。

さらに、研究分野をみても、国内政治史、地方史、およびそれに連なる文化史関連が中心であって、世界史的視野を忘れ、完全に一国史研究の範疇に閉じこもってしまっているところがある。また、当該時期における経済史・貿易史の新研究は、決して少なくないが、社会科学者によるものはあくまでその後の時代への前提条件的なものが多いし、歴史学者によるものは地方史的関心にとどまるものが多い。

そして、本稿の主対象である外交史の分野は、史料的制約から蓄積の乏しかった対中国・対朝鮮関係の研究が盛んになってきている。この点は歓迎すべきことであるが、戦前から膨大な蓄積のある欧米諸国との関係史研究は、逆に停滞したままである。もちろん、新たな研究も出現し始めているが、ほとんど明治維新史研究＝一国史研究の状況を呈している現状において注目されることは少なく、あいかわらず一九七〇年代以前の業績をもって通説とする傾向がある。これは問題である。一九七〇年代以前、つとに世界史的視野が重要視され、国内史研究の諸分野にまで影響を与えた欧米諸国との関係史研究は、戦後の日本をとりまいた国際状況をいかに理解するか、という同時代的関心が強く投影されたものだからである。現在の研究動向は、この点を軽視し、かつての業績における実証面のみを参照しがちなのである。もちろん、時代状況が変化したからといって、一九七〇年代以前の業績を全否定することは論外である。継承すべき点も数多い。しかし、現在の研究動向は、こうした肯定すべき点さえ忘却しがちである。いったい、何を継承し、何を克服しなければならないのか、幾度か総括の試みがおこなわれたとはいえ、未だ必ずしも明確でないところがある。解決すべき問題は多い。

本稿は、明治維新の国際環境を研究してきた筆者による、こうした研究状況に対する総括と展望の提示である。

一、研究史の概観と問題点

戦後だけに限ってみても、明治維新の国際環境をいかに理解するかということは、つねに明治維新史研究の重要な論点であった。そのためさまざまな論争がおこなわれてき

たが、国際環境を日本の側から主観的に理解するという点で共通していたこともまた否定できない。このことは、総じて明治維新の国際環境が（西洋からの）「外圧」という言葉でもって表現されがちなことに顕著である。

例えば、一九五〇年代前半における遠山茂樹氏と井上清氏の論争では、明治維新の国際環境を「世界史の基本法則」に拠って自由貿易主義段階の「外圧」と定義することに對して、日本国内の対応、特に「外圧」への民族主義的な対応のあり方が議論となった*1。また、一九六〇年代前半における遠山茂樹氏と芝原拓自氏との論争でも、同様に「外圧」の強弱度および「外圧」に対する日本の国民（民族）的対応、ひいてはアジア諸国の国民（民族）的対応の差異および連帯の重視如何が議論となっている*2。

とはいえ、いずれの論争においても、外国側の強大な資本力は、西洋からの衝撃（「外圧」）とし定義され、日本をしてみずからの経済的半植民地市場または経済的従属市場となさしめたとする点では基本的に共通していたといわなければならない*3。

たしかに、一九世紀後半の日本は、この「外圧」の影響によって国内に民族意識・政治変動を生じさせた結果、徳川幕藩体制を崩壊させ、西洋諸国を模範とする国家を建設することになった。それゆえ、明治維新时期の日本をとりまいた国際環境、とりわけ西洋諸国との関係を一面的な「外圧」と表現し、それに対応していった日本国内の歴史を究明することは、明治維新の特質の一端を明らかにすることになるであろう。

しかし、明治維新の国際環境そのものを内外史料によって詳細に実証し続けた石井孝氏によって、こうした明治維新の国際環境に関する議論は、主観主義的であると厳しく批判されたことを忘れてはならない*4。前述した諸論争は明治維新の国際環境やそれへの対応を抽象的に論じているだけで、必ずしも実証的に明らかにしたわけではないからである*5。

石井氏の批判にもかかわらず、日本国内における歴史学界の研究動向は、経済史や貿易史などの分野を除けば、明治維新の国際環境そのものを実証的に再検討しようとする動きは盛んにならなかった。むしろ学界の傾向としては、国家論研究（近世史研究における幕藩制国家の解体過程、ならびに近代史研究における明治国家の生成過程）、さらには社会史研究や国内のみに視点を限定した地域史研究が盛んとなったため、明治維新时期の日本をとりまいた国際環境すべてを、「外圧」という言葉でもって一つに括る傾向が強くなったといえる。

二、新たな研究動向

その一方で、経済史研究の分野においては、日本や中国で貿易活動に従事していた欧米系商社や銀行*6、および、その取引相手であった日本商人の経営実態*7、さらには居留地制度*8などに関する実証研究が大きな進展をみせている。

また、その成果をふまえ、日本商人による外国資本への対応の重要性を提起した「商人的対応」論（石井寛治氏）*9 や、外国資本が容易に日本国内市場に浸透しえなかった事実を巨視的に説明した「居留地貿易のパラドックス」論（杉山伸也氏）*10 などの理論提示は、結局、「外圧」という言葉が日本の国内過程から諸外国との関係をみた場合の一面的評価にすぎず、現実には日本を取りまいていた国際環境、およびそういった国際環

境が日本に与えた影響は、「外圧」という一面的な言葉でもって固定化できない複雑なものであったことを明らかにしている。あらためて明治維新时期の日本を取りまいた国際環境とはいかなるものであったのか疑問を抱かずにはいられない。

とはいえ、こうした経済史研究の新成果や新たな理論提示に対する政治・外交史研究者の関心は総じて高くなく、依然として「外圧」という言葉に万能の力を与え続けていることが多いといえる。もちろん、こうした研究姿勢のズレを克服しようとする試みも見うけられるが、「外圧」という言葉そのものが日本国内から国際環境を表現したにすぎないという点に気づかず、「外圧」の実態である外国側の動向までも日本側の脈絡で理解しようとする傾向を完全には払拭できていないため、必ずしも成功するに至っていない*11。現状において、明治維新史の全体像をみる焦点がぼけてしまっているのである。

結局、「外圧」があったのかなかったのか、または「外圧」の強弱度如何といったような、日本側の対応のみに基本的関心を集中させてきた従来の研究姿勢では、明治維新时期の日本をとりまいた国際環境の実態を明らかにできるものではない。国家と国家の関係は、その強弱はともかくとして、相互に影響（圧力）を受け合いながら持続されていくものだからである。

たしかに、国内の歴史過程に重点を置いた研究をおこなう場合、「外圧」の問題はやはり否定されるべきではないが、少なくともそのイメージは、外国側の脈絡において客観的に分析した外国諸国の対日政策や資本進出のあり方を加味したうえで描きだされる国際環境の実態に照らして相対化される必要があるはずである*12。しかし、そういった研究は、依然として不足しているといわなければならない。

現状において、明治維新时期における国際環境の再検討という課題は急務なのである。

三、筆者の研究 新たな展望を提示するために

筆者は以上の観点から、明治維新时期の国際環境を再検討するために重要かつ具体的な問題として、大別、欧米諸国による軍事力行使の問題*13、欧米諸国による外交圧力と日本側の対応（下関賠償金問題）*14、幕末維新时期における新港開港問題*15、条約改正問題*16の四つをテーマとして研究をおこなってきた。なお、この四つの問題は、当然、相互連関的に多々重複する内容でもある。

は、一八五九（安政六）年の開港から一八六四（元治元）年のイギリス・フランス・オランダ・アメリカ、四カ国連合艦隊下関砲台攻撃（下関戦争）に至るイギリス海軍による対日政策の変遷を、当時続発した外国人殺傷事件との関連で考察したものである。周知のようにイギリスは、当時の対日条約締結国のなかで最大の軍事力を有する大国であった。そしてイギリス海軍が、一九世紀中において最も緊迫関係にあった開港当初の日英関係のなかでいかなる対応をとっていったのか、イギリス海軍当局の立場から明らかにすることで、その存在を一面的に軍事的「外圧」として評価し、その実態や行動プロセスを軽視しがちな日本史研究者に対して批判を加えた*17。

は、下関戦争の結果、幕府との間で調印された「下関取極書」に従って、徳川幕府が同意した賠償金三〇〇万ドル（下関賠償金）の支払いをめぐるその後の外交関係を考察したものである。日本国内での排外主義行為（攘夷事件）を抑止するために欧米諸国がおこなった対日軍事行動は、下関砲台攻撃によって一応の集結をみる。そしてその後、

欧米諸国は、顕在化していた幕府の貿易統制政策などをやめさせ、本来、安政五カ国条約が規定した自由貿易体制を遵守させるために、この下関賠償金支払い問題を利用し、数々の外交的圧力をかけ、一八六六（慶応二年）年の「江戸協約」調印などを実現させていく。また、幕府は一五〇万ドルを支払った時点で崩壊し、残額支払いは明治政府に引き継がれたが、同政府に対しても欧米諸国は自由貿易体制を遵守させるため、数々の外交的圧力をかけていったのであった。

下関賠償金問題は、これまで部分的または副次的にとりあげられても、主題としてとりあげられることは多くなかった*18。これに対して、筆者は、「下関取極書」が調印された一八六四（元治元）年から明治政府が賠償金を完済した一八七四（明治七）年に至る下関賠償金問題の全貌を主題としてとりあげることによって、欧米諸国が同問題を通して日本に対して課した自由貿易体制遵守の意味、それに対する日本側の対応の変遷を明らかにした。

また下関賠償金問題の変遷は、明治維新时期において不平等条約と評される安政五カ国条約の規定がほとんど遵守されなかった歴史そのものである。しかるに、下関賠償金問題の全過程を通史的に明らかにした研究が不足しているため、例えば、加藤祐三氏が唱える、条約調印過程や戦争にともなう賠償金賦課の有無などを規準とした東アジアにおける条約体制類型化といった概念提示がおこなわれてしまっている*19。同氏は、アヘン戦争などの結果、多額の国家賠償をとめないながら結ばれた中国と欧米諸国の条約を「敗戦条約（体制）」と定義する一方で、日米交渉のみによって通商条約が調印され、また戦争にともなう賠償金を賦課されなかった日本と欧米諸国の条約は「交渉条約（体制）」と定義している。こうした概念提示は、日中が調印した欧米諸国との通商条約交渉過程の違いを明確にすることができるかもしれないが、特に日本の場合、その後の国際関係を無視しているという点で、また下関賠償金は明らかに条約上の国家主権者（幕府）に対して課された戦時賠償にほかならないという点で明らかに間違っている*20。筆者は、こうした誤った解釈を含む概念提示に修正を迫ることも目的としてきた。

は、安政五カ国条約によって外国人への開放が予定されながらも、国内情勢との関係からロンドン覚書によって延期され、幕末の国内政局・外交関係において一大懸案となっていた、いわゆる両港両都（兵庫・新潟、大坂・江戸）開港開市延期問題*21のうち、必ずしも詳細な研究がおこなわれていなかった新潟および大坂をとりあげ、考察したものである。

周知のように、新潟および大坂は、開港後、貿易活動に関してまったくの不振をきわめていく。にもかかわらず、なぜ両地は開港されたのか。新潟については、同地が開港場として不適当な場合、日本海沿岸における他港に代えうることが規定されていたにもかかわらず、なぜ新潟に落ち着いたのか、外国側・日本側双方の意図を中心に明らかにした。大坂については、開市場として開かれた後、明治政府によって開港場に変更された理由を、当時の貿易環境との関連から明らかにした。

両港の開港過程を明らかにすることは、欧米諸国が新港開港に具体的に何を求めたのか、また日本側の対応はいかなるものであったのかを明確にでき、従来の研究史に対してより重層性が加えられるのである。

は、一八六六（慶応二）年の「江戸協約」*22、一八六九（明治二）年の茶・生糸増

税約書の各調印過程、および一八七二（明治五）年の条約改正期限前後における日本在留イギリス商人たちの構想を考察したものであり、通説に対して新たな視点を提供している。従来、一八七〇年代までの条約改正史は、外国側による質的利権の拡大要求が、日本側のナショナリズム的な改正志向を挫折させていく過程と理解されてきた。しかし、外国側の改正志向は、質的利権の拡大というよりも、条約規定通りにおこなわれない対日貿易に対する環境改善要求といったほうが正しい。そのため、日本側の条約改正構想が常に協定関税制度の双務化と領事裁判権制度の撤廃（の双方あるいは一方）を求めた点で一貫していたのに対して、外国側のそれは、たんに税権や法権の問題に留らない広汎な内容であった。

欧米諸国は、明治維新时期においては、こうした条約改正志向を、時折の外交関係のなかで、前述した下関賠償金問題などを利用して圧力をかけ、部分的に実現させていった。その一例が、「江戸協約」や一八六九（明治二）年の「茶・生糸増税約書」調印過程であったのである。また、安政五カ国全体の改訂期限である一八七二年前後において、最大の対日利権国であったイギリスは、本格的な条約改正構想を企図し、自国の在日居留民たちに意見書の提出を求めている。居留民の意見書は、対日貿易環境がいかに安政五カ国条約が規定した自由貿易の原則に反しているかを詳細な部分にわたって明らかにしたものである。そして、そこから導き出された条約改正構想は、当時、保護関税を主眼とした構想を模索していた日本側（明治政府）のそれといかに対立していたかを伝えてくれているのである。

おわりに 筆者の見解

繰り返すが、筆者は、明治維新时期における「外圧」の存在を決して否定しているわけではない。しかし、国際環境を「外圧」という言葉でもって表現することは、あくまで日本史という一国史の範疇における手法にすぎない。また、従来の研究史の多くがそうであったように、主観的な世界史認識から描かれる国際環境（それが明治維新时期の場合、「外圧」と表現される）は、結局、一国史である日本史の範疇を脱しうるものではない。

これは、筆者が究明してきた明治維新时期における国際環境の主たる部分を構成する四つの問題（欧米諸国による対日軍事行動・下関賠償金問題・新港開港問題・条約改正問題）の歴史的展開を見ても明らかなことである。

国家と国家の間で公式・非公式を問わない交流関係が存在する時、その強弱はともかく両者は常に圧力をうけあうものである。一方のみが圧力を全く受けないことなど存在しない。それが関係を結ぶということである。

確かに、その圧力の強弱は一国の歴史にとって重要な意味をもつ。特に、一九世紀末の日本にとって、その国際環境からうけた圧力は、国内において一大政治変動を生み出させる契機となった。しかし、そうした変動の余波は、それが排外感情の高揚（攘夷運動）や貿易統制政策として現出したため、欧米諸国の対日政策・貿易活動にとっても圧力となってはねかえってきたことはいうまでもない。そして、はねかえった圧力は、また欧米諸国による対日軍事行動や下関賠償金問題などを利用した外交圧力として日本にまいもどることになる。国家間関係はかくして展開するものである。一方のみの視点だ

けで、国家と国家を取り巻く国際環境を正しく理解することはできないはずである。

また、近代国際社会のなかにおいて、国家間に公式・非公式を問わない交流関係が成立したとしても、そこには決して変わらない文化・習慣的側面が存在することを忘れてはならない。そもそも近代国際関係を創造した二大理論である国際法（万国公法）・自由貿易は、欧米諸国の文化・習慣などを基礎としたものであるからである。これは、特に日本のような非西洋文明を基礎として成立していた諸国との関係を考えるうえでは重要な意味をもってくる。明治維新时期において、なぜ欧米諸国が日本側の貿易統制政策を問題視してきたかについて、こうした側面を考えることなしでは理解できない。

条約改正問題や新港開港問題のなかで欧米商人たちが、常に是正・撤廃を主張してきた日本側による一連の貿易統制政策や貿易慣習の相違は、まさにその典型であるといえる。またこのことは、東アジアにおける欧米商人たちの活動が、基本的に自由貿易体制という欧米諸国の論理によって保護された環境のなかにおいてのみ、優位にたつことができた（逆に言えばそれだけ有限的であった）事実を現しているともいえるのである。

しかし自由貿易体制は、国家間の条約関係において保証されているものであり、欧米諸国が下関賠償金などを利用して、その履行を強制させるべく圧力をかけたとしても、日本側に自由貿易体制とは何か、条約関係とは何かという認識が異なり続ける限り、おのずとその強制力には限界があったこともまた事実であった。

もちろん欧米諸国には、中国との二度にわたるアヘン戦争との事実に見られるように、武力によって自由貿易を日本に強制させる選択肢も存在した。しかし日本の場合、現実の国際環境・国際関係は、欧米諸国をしてそれを局地的（鹿児島・下関）にしか実行させえなかった。また、実際に実行された対日軍事行動の主たる動機は、日本において頻発した外国人暴行・殺傷事件、さらには政治運動した排外主義（攘夷運動）に対する抑圧手段としての威嚇行動であり、自由貿易遵守強要の意味は二次的なものであった。とはいえ、そうした軍事行動も、実際には開港以来数年間の紆余曲折を経て始めて用意周到的に実行されたものであった。欧米諸国が日本に対して常に軍事的威嚇をおこなっていたかといえば、必ずしもそうとはいえず、生麦事件の賠償金支払い問題をめぐって対日関係が危機に陥った時、日本周辺における欧米諸国の軍事力は、在日居留民の保護さえおぼつかない状況であったことは周知の事実である。

一方、国際環境の影響を受け、国内に一大政治変動を生じさせた結果、日本では天皇を頂点とする中央集権政権・明治政府が誕生した。そして明治政府は、欧米を中心とした近代国際社会に対する「万国対峙」を宣言し、西洋文明を模範とした近代国家建設の道を歩むことを志向した。

しかし、影響を与えた側の欧米諸国にとってみれば、日本が理解した、自らを取り巻く国際環境、および、日本が志向した近代国家建設のヴィジョンは、必ずしも欧米諸国の論理に基づく近代国際関係・自由貿易体制に依拠したわけではなく、あくまで日本人の視点を通して再創造されたものであった。ゆえに欧米諸国は、決して日本（幕府であろうと明治政府であろうと）の対外政策を自らと同じものとはみなさず、常に西洋諸国の論理に依拠した対外姿勢の積極的表明を要求した。

国家と国家の関係においてうけあう圧力は双方向的であっても、相手の圧力をうけとめ、逆に相手に与え返すだけの圧力をつくりだす源である国力、すなわち経済力や軍事力は、

明治維新期の日本と欧米諸国では、決定的に違っていたからである。こうした彼我における認識の相違は、岩倉使節の欧米歴訪前後において顕著となって現れた。条約改正期限時における内外条約改正構想の対立や下関賠償金残額支払い放棄問題は、まさにその典型であった。

そして明治政府が、近代国際関係のなかに存立して（欧米に対して）「万国対峙」を実現させるためにまずなすべきことは、国力の充実、そのための殖産興業・軍事力の整備であると明確に理解した時、時を同じくして、東アジアの国際関係が近代国際関係の名の下で新たな展開をみせていた（例えば、朝鮮開国・中国の洋務運動・ロシアの南下政策、また同時に日本と中国・朝鮮の国交樹立）。このため、日本を取り巻く国際環境は、明治維新期のように、日本と欧米諸国とを中心とした関係だけでは捉えきれない、複雑なものへと変貌していったのである。

（付記）本稿は、筆者が学習院大学大学院人文科学研究科に提出した学位請求論文「幕末維新期の外交と貿易」（二〇〇一年三月、博士（史学）受領）の序章および結語を統合・再編成したものである。詳細は近刊予定の同論文に拠りたい。

*1 遠山茂樹『明治維新』（旧版）岩波全書、一九五一年（『遠山茂樹著作集』第一巻、岩波書店、一九九一年に再録）・井上清『日本現代史』東京大学出版会、一九五一年。

*2 遠山茂樹「国際条件のとらえ方」、『新しい歴史学のために』第七〇号、一九六一年（『遠山茂樹著作集』第四巻、岩波書店、一九九二年に再録）・同「近代史から見た東アジア」、『歴史学研究』第二七六号、一九六三年（『遠山茂樹著作集』第四巻に再録）・「東アジア歴史像の検討」、『歴史学研究』第二八一号、一九六三年（『遠山茂樹著作集』第四巻に再録）・芝原拓自「明治維新の世界史的位置」、歴史学研究会編『世界史と近代日本』青木書店、一九六一年（歴史科学協議会編『日本における封建制から資本制へ』①、校倉書房、一九七五年に再録）・芝原拓自・藤田敬一「明治維新と洋務運動」、『新しい歴史学のために』第九二・九三号、一九六四年（田中正俊ほか編『歴史像再構成の課題』御茶の水書房、一九六六年に再録）。

*3 詳しくは、拙稿「遠山茂樹氏の明治維新史研究と世界史認識」、『歴史評論』第五六三号、一九九七年を参照のこと。

*4 石井孝氏による井上・遠山批判については、同「最近における明治維新史の諸問題」、『ヒストリア』第四号、一九五二年・同『学説批判 明治維新論』吉川弘文館、一九六〇年、第一編第三章第三節、遠山批判については、同「主観主義的明治維新論批判」、東北大学文学部『文化』第三〇巻・第一号、一九六六年、芝原批判については、同『明治維新と外圧』吉川弘文館、一九九三年、第二章に詳述されている。なお、同『増訂 明治維新の国際的環境』吉川弘文館、一九六六年、序章第二節も参照のこと。

*5 遠山・井上・芝原氏たちの論争は、厳密に言えば、明治維新期の国際環境に対する国内の対応に関するものであり、必ずしも国際環境そのものを扱っているわけではない。国際環境そのものについては、服部之総氏が『日本資本主義発達史講座』において提起した「欧米諸国による半植民地的市場日本」説（「幕末における世界情勢および外交事情」『服部之総全集』第五巻、福村出版、一九七三年、三九頁）を基本的に継承している。

そして、明治維新时期の国際環境（彼らの言葉で表現するなら「外圧」）に対する国内の対応や半植民地化の状態が中国と同質かどうかを論じていたのである。

石井氏の基本的な関心も、遠山・井上・芝原氏と同様、「世界史の基本法則」を明治維新时期の日本にいかにあてはめるかにあった。しかし、膨大な内外史料を駆使しながら明治維新时期における国際環境の実態解明に力を注ぎ、抽象的な半植民地化（の危機）説を徹底的に批判続けてきた石井氏の主張は、どの論争者たちよりも説得的であったといえる。石井氏は、明治維新时期の国際環境に関する自身の最終結論について、「パクス＝ブリタニカとよばれる資本主義的世界体制のもとでの従属国と規定するのが最も正しい」（『明治維新と外圧』iii頁）と述べている。

*6 東洋最大のイギリス系商社であったジャーディン・マセソン商会による対日貿易の経営実態を明らかにした石井寛治氏の研究（『近代日本とイギリス資本』東京大学出版会、一九八四年） 薩摩や長州など西南雄藩との取引で有名なグラバー商会の経営実態を明らかにした杉山伸也氏の研究（「グラバー商会」、藤野保編『九州と外交・貿易（ ）』（九州近世史叢書 第六巻）、国書刊行会、一九八五年・同『明治維新とイギリス商人』岩波新書、一九九三年）など。外国銀行に関する研究では、石井寛治氏（「幕末維新时期の外国銀行」、同『近代日本金融史序説』東京大学出版会、一九九九年、第一部第一章）や立脇和夫氏（『在日外国銀行史』日本経済評論社、一九八七年・『明治政府と英国東洋銀行』中公新書、一九九二年）など。

*7 例えば、西川武臣氏の、横浜貿易における生糸売込商体制の成立・展開に関する実証研究（『幕末明治の国際市場と日本』雄山閣、一九九七年）など。

*8 例えば、Richard T. Chang, *The Justice of the Western Consular Courts in Nineteenth-Century Japan*. Green Wood Press. 1984. ・ James E. Hoare, *Japan's Treaty Ports and Foreign Settlements*. Japan Library. 1994. など。これに対し、近年の日本人による居留地研究は、地方史研究に対する関心の高さなどから、各港ごと個別におこなわれ、そしてかつ貫徹される傾向が強い。そのため、多くの最新成果を有しながら、日本の居留地制度全体に対して新たな概念提示をおこなうに至っていない。

*9 石井寛治氏は、いわゆる「外圧」の担い手である外国貿易商と直接取引するのは、（日本人）商人であり、その対応のあり方によって外国資本が国内にどの程度浸透するか決定されることから、権力層や民衆の動向よりも両者の中間に位置する商人の動向、つまり商人的対応を分析することの重要性を提起した（『近代日本とイギリス資本』二頁）。氏の提起は、それまでの幕末維新时期における「外圧」への対応のあり方に関する研究姿勢が、権力層あるいは民衆の動向に傾斜していたことに対する批判であると同時に、最も研究の不足していた内外貿易商人の実態分析の必要性を唱えたものである。注七で引用した西川武臣氏の研究などは、この商人的対応論の系譜に属するといってもよからう。ただし、内外貿易商人の経営実態に関する研究は、史料的制約などもあり、依然として不足しているといわなければならない。

*10 Shinya Sugiyama, *Japan's Industrialization in the World Economy, 1859 - 1899*. The Athlone Press. 1988. pp. 52 - 76. 片務的協定関税制度や領事裁判権を骨子とした、いわゆる不平等条約下の居留地貿易制度によって商業活動を保証された外国商人たちは、逆に国内旅行権などを制限されていたため、基本的に居留地の枠組みを超えた商業活動をお

こないえなかったことを指摘したもの。杉山氏の指摘は、不平等条約の存在にもかかわらず、外国商人の活動が日本市場を席卷しうるほどのものでなかった事実を、マクロ的観点から明快に説明したもので、きわめて重要な意義を有しているといえる。

*11 例えば、羽仁五郎氏が同「東洋に於ける資本主義の形成」、『史学雑誌』第四三巻第二・三・六・八号、一九三二年（『明治維新史研究』岩波文庫、一九七八年に再録）において、明治維新时期の日本が欧米諸国の半植民地状態におかれたことを表す一例として挙げた横浜英仏駐屯軍の存在は、その後、戦後の基地闘争という同時代的関心をも投影するかたちで、洞富雄氏（「イギリス・フランス両国軍隊の横浜駐屯」、『幕末維新时期の外圧と抵抗』校倉書房、一九七七年、第一篇所収）や、井上清氏（『日本現代史』）・芝原拓自氏（前掲「明治維新の世界史的位置」など一連の著作）らによってさらに強調され、「外圧」の象徴とされてきた。しかし近年では、駐屯軍が横浜居留地において果たした文化伝播の役割なども含めて、英仏駐屯軍の実態や意義を総合的に把握しようとする共同研究プロジェクトが、横浜開港資料館を中心におこなわれている（横浜開港資料館編刊『史料でたどる明治維新时期の横浜英仏駐屯軍』、一九九三年・横浜対外関係史研究会／横浜開港資料館編『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』東京堂出版、一九九九年）。とはいえ、なぜ駐屯軍の存在が強調されたのかという史学史的意義が、プロジェクトに参加した研究者たちの間で共通して正しく理解されているとは言い難いため、従来の駐屯軍に対する視点と、プロジェクト関係者が提供する駐屯軍に対する多様な新視点との関係を十分に説明しきれない結果となっている。

*12 この点については、幕末維新时期の外圧論を概括した杉山伸也「外圧論（植民地化の危機について）」（鳥海靖ほか編『日本近現代史事典』東京堂出版、一九九九年、六～八頁）が参考になる。

*13 「文久年間の攘夷事件に対する外国人の危機意識」明治維新史学会第二五回全国大会報告（神奈川県立歴史博物館）一九九六年六月・「幕末におけるイギリス海軍の対日政策」（明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年）・「一八六三年前後におけるイギリス海軍の対日政策」、『学習院史学』第三七号、一九九九年。

*14 拙稿「下関賠償金と幕末新港開港問題」、『学習院史学』第三二号、一九九四年・「明治政府の下関賠償金残額支払い放棄交渉」、『学習院史学』第三四号、一九九六年・「米国の下関賠償金返還」、東京歴史科学研究会『人民の歴史学』第一三五号、一九九八年。

*15 「開港場新潟の選定事情」明治維新史学会月例会報告（中央大学駿河台記念館）一九九六年三月・「新潟開港 - 新港開港問題の理想と現実」明治維新史学会月例会報告（明治大学）一九九九年七月・「貿易環境からみた大坂開港過程の再検討」、『早稲田大学高等学院研究年誌』第五〇号、二〇〇〇年。

*16 「『江戸協約』調印過程の再検討」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊第二号、一九九四年・「明治初年における内外条約改正構想の対立と岩倉使節団 - 条約改正交渉史の源流として」明治維新史学会第二三回秋季大会報告（京都大学）一九九四年一月・「幕末維新时期条約改正史再考」、『歴史評論』第五八九号、一九九九年。

*17 日本史研究者は、明治維新时期の欧米諸国による対日軍事力行使のあり方を、実際にはほとんど断片的な知識しか有さないにもかかわらず、つねに危機の問題、つまり、「半植民地化の危機」の問題（注・五参照のこと）を映す存在として評価し、大小を問わず

日本における外国軍隊がおこなった活動を一束にしたうえでその結果のみに注目し、それらをすべて一面的な視点で一律に評価してきた。

こうした評価の典型は、羽仁五郎氏・井上清氏・芝原拓自氏ら、現在では「人民史観」と称される研究者たちによって唱えられた。彼らは、前述した横浜英仏駐屯軍の存在や、一八六一（文久元）年にロシア極東艦隊ポサドニック号が対馬浅茅湾芋崎浦の租借を求めて、同地の一部を半年間にわたり占拠した事件（ポサドニック号事件）などを、欧米諸国による半植民地化の危機の一例として過度に評価してきた（典拠は注二や注一—中の関係文献）。しかし、「人民史観」を標榜する研究者たちは、こうした結果を強調する一方で、なぜ欧米諸国の軍事力がそうした行動をおこしたのか、その理由やプロセスを説明することはほとんどない。また最近では、欧米諸国の軍事関係一次史料を詳細に分析しながらも、それをまったく日本史の脈絡から分析し、無理矢理に日本側の歴史過程（幕末史）に組み込むことでのみ評価するような動きもみられる。例えば、熊澤徹「幕末の鎖港問題と英国の軍事戦略」、『歴史学研究』七〇〇号、一九九七年がこれに該当する。

*18 下関賠償金問題を部分的または副次的にとりあげたものは、石井孝氏（同『明治維新の国際的環境』第三、四章・同『明治初期の国際関係』吉川弘文館、一九七七年、第一、二章）萩原延壽氏（同『遠い崖』朝日新聞社、第二巻〔薩英戦争〕、一九九八年、第三巻〔英国策論〕、一九九九年など）グレース・フォックス女史の研究（Grace Fox, *Britain and Japan*. Oxford at Clarendon Press, 1968. Chap. 5 & 6.）などを始めとしていくつも見うけられる。しかし、主題としてとりあげたものとなると、下関賠償金問題を日米関係の文脈から簡便な通史としてまとめた Payson Jackson Treat, *The Shimonoseki Indemnity. Diplomatic Relations between United States and Japan*. Vol. 2. Appendix. Peter Smith. Reprint.1963. pp. 545 - 559. などがある程度で、本格的に取り扱ったものは皆無といえる。

*19 例えば、加藤祐三『黒船前後の世界』筑摩学芸文庫版、一九九四年、一六五～八頁。

*20 加藤氏は、「（前略）薩英戦争の賠償金などは、中央政府である幕府とは無関係であったため、国家間の「敗戦条約」の締結にはいたらなかった。」（同『地球文明の場へ』小学館、一九九三年、八四頁）・「薩英戦争と下関砲撃という二つの戦闘は、あくまで局地戦争であり、国権を代表する幕府と英国などとの国家間戦争ではなかった。したがって、新たな条約締結にも、また条約改正にもいたらなかった。」（同「幕末開国と明治維新の日英関係」木畑洋一ほか編『日英交流史 一六〇〇 二〇〇〇』第一巻〔政治・外交〕東京大学出版会、二〇〇〇年、七四頁）などと述べているが、これらの記述は明らかな誤りである。明治維新时期において日本が外国側に支払った賠償金は、生麦事件の賠償金の一部（三万ドル）を薩摩藩が支払った以外、すべて条約上の中央政府である幕府（および明治政府）が支払っている。下関戦争の講和協定である「下関取極書」の日本側調印者も中央政府としての幕府であり、また幕府もそれを望んだ結果であった。そのため、加藤氏の定義に従うならば、下関賠償金支払い問題が安政五カ国条約の実質的改正協定である「江戸協約」の調印を導いた事実（詳しくは、前掲拙稿「『江戸協約』調印過程の再検討」を参照のこと）などは、完全に「敗戦条約」に該当してしまうことになる。総じて、加藤氏の提示概念には問題点が多すぎるといわざるをえない。

*21 兵庫・新潟（または日本海側に一港）および大坂・江戸のいわゆる両港両都は、安政五カ国条約の規定によって一八六二～三年の開港・開市が予定されていた。しかし、攘夷運動の高揚など、国内の混乱を理由とした徳川幕府の要請を欧米諸国が容認する形で、一八六一（文久元）年にロンドン覚書などが調印され、安政五カ国条約の部分修正・自由貿易の厳正履行などを条件として、両港両都は、一八六八年一月一日まで開港・開市が延期される。しかし、攘夷運動がさらなる高揚を見せ、国内政局が混迷をきわめたため、幕府はこれら延期条件を全く履行することがなかった。当初、欧米諸国は、幕府に体制を維持させることが対日貿易を安定させることになると考え、覚書不履行を黙認していた（以上の点については、石井孝『増訂 明治維新の国際的環境』第一章が詳しい）。しかし、一八六三（文久三）年の薩英戦争・一八六四（元治元）年の下関戦争以降、攘夷運動が沈静化していったことを契機に、欧米諸国は一八六八年以前における兵庫などの早期開港を企図し、下関賠償金問題などを利用して圧力をかけていったのである。

*22 一般には、安政五カ国条約の関税率を従価税五～三〇%から従量税五%（一律）に変更させたことから、改税約書と呼ばれている。しかし、正確にこの協定を評価するならば、同協定は安政五カ国条約の貿易章程を改訂したものであり、その内容からすれば、協定正文のタイトルを和訳して「江戸協約」と呼称するのが適当と考えている。この点については、前掲拙稿「『江戸協約』調印過程の再検討」を参照のこと。